

## 質屋営業取扱規程の制定について

昭和31年10月22日  
例規甲(防犯)第7号  

存	続	期	間
---	---	---	---

- [沿革] 昭和37年 6月 通達甲(防.防.防)第2号  
45年 9月 同(副監.総.企.調)第8号  
47年 4月 同第4号  
58年 4月 同(防.防.管)第5号、9月同(刑.鑑.管)第3号  
60年 3月 同(防.防.営)第5号  
平成 7年 1月 同(副監.総.企.管)第1号、同(副監.総.企.組)第2号  
9年 9月 同(副監.生.総.営2)第16号  
10年 9月 同(生.総.営2)第4号  
12年 3月 同(副監.生.総.企)第6号、5月同(副監.生.総.管)第13号  
13年 9月 同(副監.総.文.文)第25号  
19年 5月 同(副監.総.留.管)第11号  
20年12月 同(副監.総.企.管)第23号  
28年 3月 同(副監.生.総.庶)第2号  
30年10月 同(副監.生.総.営2)第18号  
31年 3月 同(生.総.営2)第1号  
令和 元年 6月 同(副監.総.文.審)第25号、12月同(生.総.企)第6号  
3年 3月 同(副監.総.企.調)第9号  
4年 3月 同(生.総.営3)第2号改正

質屋営業の取扱については、質屋営業法令取扱規程(昭和25年7月1日東京都特別区公安委員会規程第5号。以下「旧規程」という。)および質屋営業取扱要綱制定について(昭和27年8月5日例規(防犯)第539号)により取り扱ってきたのであるが、一部実情に即しない点があることと、暫定的効力を有していたこれらの規程を恒久化するため、このたび別添のとおり新たに東京都公安委員会規程第3号をもって質屋営業取扱規程が制定されたから次に留意するとともに、質屋営業取扱要綱により運用上遺憾のないようにされたい。

命によつて通達する。

おつて、次の例規および命令は、廃止する。

- 1 質屋営業取扱要綱制定について(昭和27年8月5日例規(防犯)第539号)
- 2 古物商、質屋の許可証更新未済者に対する措置について(昭和28年8月24日命令甲(防犯)第27号)
- 3 保管命令書の使用について(昭和28年12月25日命令甲(防犯)第46号)
- 4 質屋、古物商の願届取扱について(昭和31年7月3日例規甲(防犯)第4号)

### 記

#### 1 改正の趣旨

質屋営業の取扱については、従来質屋営業法令取扱規程、質屋営業取扱要綱によるほか例規、命令により運用していたが、これを統合整理して事務の合理化を図るとともに実情に即応させるため制定されたものである。

#### 2 改正要点並びに運用上の留意事項

##### (1) 質屋営業取扱規程関係

ア 規程名が「質屋営業取扱規程」に改正された。

イ 願、届様式が規程中に明記された(第2条)。

ウ 願、届処理の事務の一部を営業所の所轄警察署長に行わせるものとされたが、その内容は、従来例規により指示されていたもののほか、新たに従業者の証の交付について追加された(第6条)。

質屋従業者の証は、身分を証明する証票であつて、本来、自から作成して証明を受ける性質のものであるが、様式の統一を図るため、引続き生活安全部生活安全総務課において用紙を作成して各署に配布するから、取扱の適正を期すること。

エ 許可台帳は、廃業とともに10年間保存していたが、かかる必要はないので警視庁文書簿冊整備保存規程により3年間保存するものとされた。

また、営業所移転の際は、移転先警察署長に許可台帳を送付することを規定された(第7条)。

オ 旧規程においては、営業所移転の取扱については、従前の営業所の所轄警察署長に照会するものとされていたがかかる必要はないので削除された。

カ 「警察処分示達簿」の名称を「行政処分通達簿」に変更された(第8条)。

なお、「行政処分通達簿」および「許可証保管返還簿」の様式は、古物営業取扱規程と同一のもので、運用上においては「質屋、古物商」の名称を冠し、同一簿冊に索耳をつけて使用すること。

キ 「保管命令書」の様式についても、古物営業取扱規程とせいを期するため同様の様式としたので、運用上においては用紙を両者に通用できるように配慮すること(第13条)。

ク 公安委員会の管轄を異にする営業者の違反を発見したときは、当該公安委員会に通報しなければならないことになっているが、その取扱方法が規定された。

ケ 廃業又は許可の取消等により、質契約を終了させるため必要な行為を行う場所が、旧営業所以外の場所であるときの取扱要領が規定された(第6条第1項第2号、第16条)。

コ 身許調査(第3条)、質物保管設備調査(第4条)、定款変更届(第5条)等について明文化し、旧規程においては手数料納付証との引換(規程第5条)、品融該当品の申告取扱(旧規程第11条)等が規定されていたが、これらは要綱に譲り、削除された。

## (2) 質屋営業取扱要綱関係

ア 身許調査、質物保管設備調査の省略についての事項を要綱に移した(第4、第5)。

イ 新たに行政指導の項を設け、従来事実行為として実施した内容を明文化した(第6)。

ウ 質屋従業者の証の交付の方法を規定した(第11)。

エ 従来資料等により解説していた事項であるが、質屋の設けるべき台帳(第12)、質受証(第13)、流質物の処分(第14)等については要綱として明示した。

## 別添

### 質屋営業取扱要綱

#### 第1 各種申請等に関する事前相談への対応

質屋になろうとする者又は質屋から、事前に申請又は届出に関する相談を受けたときは、その都度、相談内容、措置等を警察総合相談業務等管理システムに登録し、その経過を明らかにしておくこと。

#### 第2 許可申請の受理

質屋になろうとする者から質屋許可申請書を受理したときは、許可等システム(許可等事務管理システム運用要綱(令和2年3月18日通達甲(生.総.営1)第1号)第1に規定する許可等事務管理システムをいう。以下同じ。)に所要事項を登録し、登録番号を取得した後、当該質屋許可申請書の欄外に記載するとともに、別記様式第1の「申請・届出受領書」(以下「届出受領書」という。)を申請者に交付すること。

#### 第3 欠格事由の調査

1 欠格事由の調査は、次により行うこと。

(1) 申請者が日本人の場合は、別記様式第2の「身上調査について(照会)」により、本籍地の区市町村の長に対して行うこと。

(2) 申請者が外国人の場合は、別に定める照会書を作成し、東京地方検察庁に対して行うこと。

- (3) 申請者が法人の場合は、別に定める照会書を作成し、本店所在地を管轄する地方検察庁に対して行うこと。
- 2 審査結果は、別記様式第3の「調査書」を作成し、その経過を明らかにしておくこと。

#### 第4 欠格事由の調査の省略

既に欠格事由の調査を実施した者で、次のような場合は、調査を省略することができる。ただし、疑わしい者については改めて調査を行うこと。

- 1 古物商又は古物市場主の許可を受けている者が、兼ねて質屋の許可を申請するとき。
- 2 法人の質屋の業務を行う役員が法人を解散し、個人として質屋の許可を申請するとき、又は法定代理人として、既に欠格事由の調査を行った者が独立して質屋の許可を申請するとき。
- 3 個人として質屋の許可を受けていた者が、法人を設立し質屋の許可を申請するとき。
- 4 質屋、古物商又は古物市場主の管理者であつて、既に欠格事由の調査を行った者が、質屋の許可を申請したとき。

#### 第5 質物保管設備の調査

- 1 質屋許可申請書、営業内容の変更許可申請書若しくは営業内容の変更届出書又は質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号）第9条第1項の規定による届出を受理したときは、質物保管設備が質屋の質物保管設備の基準を定める規則（平成20年1月31日東京都公安委員会規則第1号）の規定による基準に適合するかどうかについて調査すること。
- 2 前項の質物保管設備の調査を実施したときは、許可等システムにより所要事項を登録し、別記様式第4の「質物保管設備調査書」を作成すること。
- 3 営業所を譲り受け、又は相続して質屋の許可を受けようとする者であつて、質物保管設備は既に基準に適合するものとして確認されたものであるときは調査を省略してもさしつかえない。
- 4 質物保管設備が完備していても、法第3条第1項の規定により質屋の許可をされない場合もあり、また基準に適合しない質物保管設備を設けて許可の申請をする者もあるので業者の指導について配慮すること。

#### 第6 管理者

質屋の営業所管理能力は1人1か所を基準とし、2以上の営業所を有する場合はそれぞれ管理者を選任させるように指導すること。

#### 第7 上申

前記第3の調査終了後、別記様式第5の「質屋許可申請書の上申について」に、質屋許可申請書、調査書及び身上調査等に基づく回答書を添えて、東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）（生活安全総務課防犯営業第二係経由）に上申すること。

#### 第8 申請書類の收受

生活安全総務課長は、警察署長から質屋許可申請書の上申があつたときは、許可等システムに所要事項を登録し、取得した收受の番号を送付を受けた質屋許可申請書の欄外に記載すること。

#### 第9 許可証の交付

公安委員会から送付された質屋の許可証を交付するときは、別記様式第6の「受領書」を徴すること。

#### 第10 営業内容変更

- 1 質屋から営業内容の変更許可申請書、営業内容の変更届出書、許可証の書換申請書、許可証亡失・盗難届出書又は再交付申請書を受理した警察署長は、前記第2に準じて処理すること。
- 2 許可証を書き換えるときは、異動欄に変更内容を簡記し、警視庁公印規程（平成13年9月4日訓令甲第38号）別表第1に規定する訂正証印のうち、用途が質屋営業法に基づく許可証用のものを押

し処理すること。

- 3 盗難又は遺失による許可証の再交付申請取扱いに当たっては、盗難届出証明書又は遺失届出証明書を添付する必要はなく、係員において事実調査を行い盗難遺失の事実を確認し申請書の余白にその事実を記載すること。また遺失、盗難について形式的な各署手配は行わないこと。
- 4 営業内容変更手続等の取扱いに当たり、形式的始末書を添付する必要はなく、所要事項は申請書欄外に朱書すること。

## 第11 質屋の設けるべき台帳

質物台帳及び質取引人名簿は、次により取り扱うこと。

- 1 帳簿の数は1営業所1冊とする。ただし、署長は営業者が特に必要として願い出た場合は2冊以上備えつけさせてもよいが、その場合はそれぞれの帳簿の表紙は何冊中第何号と記載させること。
- 2 個人の質屋が法人を設立して、その代表者となり、営業内容が事実上は同法人に大差がなく、従前使用していた帳簿を襲用しようとするときは、法人許可の日から、継続使用させることができる。
- 3 流質物を古物市場において処分したときは、質物台帳の「処分の相手方の住所、氏名」欄に市場名と相手方の氏名又は屋号のみを記載させてもよい（例「〇〇市場山本」「〇〇会池田屋」）。
- 4 質屋が古物商の許可を受けて流質物を売却するときは本来古物台帳に転記して処分すべきものであるが、質物台帳の「処分の相手方の住所、氏名」欄により処理させることができる。

## 第12 流質物の処分

質屋は、法第18条第2項により、古物市場において流質物を売却することは質屋に附随する行為として許されているので、流質物を自から消費し、古物商に売却し、又は知人等に交付することはさしつかえないが、流質物の売却が反覆継続され、その態様が営業であるときは古物商の許可を受けなければならないのであるから指導上留意しなければならない。

## 第13 品触

品触に対する義務は、到達の日から6か月間となつているが、6か月経過したものについても手配解除にならないものは、なるべく保存させ、自発的に協力をするよう依頼すること。

## 第14 差止め

法第23条の規定による差止めは、盗品又は遺失物の疑いのある古物を発見した警察署長が、別記様式第7の「保管命令書」により行うこと。

## 第15 承認

許可事務の処理結果は、1か月分をとりまとめ別記様式第8の「質屋営業許可（届）事務処理結果の報告について」に許可申請書及び届出書の写しを添付し、翌月5日までに報告すること。

## 第16 指導及び取締り

### 1 防犯協力指導

法第13条の確認および申告、法第21条の品触の規定は防犯に関する業者の立場を明らかにしているが、これらの点について積極的に業者の防犯協力意欲の高揚を図ること。

業者は申告するにあたり、後難をおそれるものであるから、申告を受けた場合は、申告の事実を相手方に気づかれないように巧妙適切に処理すること。

### 2 取締り

- (1) 業務違反については、悪質でない限り懇切に指導に努めるとともに、利益のみを追及して犯罪を助長する者、又は形式的違反であつても再三違反を重ねるような者に対しては処分をもつて臨むこと。
- (2) 盗犯は盗品譲受け等の罪によつて助長されるものであるから、犯罪と関係の多い質屋業者に対しては常に厳重な看視を怠つてはならない。
- (3) 質屋は、買戻約款付売買の方法による貸金業を兼ねている者が少なくなく、この貸金業の形態は質

屋と極めて類似するものであるが古物を扱う場合は古物商としての許可を要するものであるから、防犯義務の履行については指導取締を厳重にすること。

#### 第 17 行政処分

- 1 法第 25 条の規定によるに処分については、行政処分に係る決定書の処分内容を別記様式第 9 の「行政処分通達簿（質屋）」により、その処理状況を明らかにしておくこと。
- 2 行政処分に係る達書を交付したときは、受領書を徴すること。

#### 第 18 質契約終了行為場所の承認

法第 28 条第 1 項（同項第 2 項において準用する場合を含む。）又は第 3 項の規定による質契約を終了させるため必要な行為を行う場所が、旧営業所以外の場所であるときは、廃業届出書にその理由を記した書類を添付させ、真にやむを得ないと認められ、かつ、質置主の保護について支障がないと認められる場合に限り、承認すること。

#### 第 19 郵送による申請等

質屋営業に関する申請等は、生活安全総務課長が別に通知するところにより、郵送により取り扱うこと。